

市町村ひきこもり支援体制整備サポート事業業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

市町村ひきこもり支援体制整備サポート事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものとする。

2 委託の内容

市町村ひきこもり支援体制整備サポート事業業務委託仕様書のとおり

3 委託料

委託料は、5,450,000円(消費税及び地方消費税額を含む。)を上限とする。

※ 委託業務に係る全ての経費を含む。

4 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日(日)まで

5 参加資格要件

次に掲げる要件の全てを満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154条)に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者
- (3) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (4) 県税に未納がないこと
- (5) 宮崎県暴力団排除条例(平成23年条例第18号)第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第4号に規定する暴力団関係者でない者
- (6) 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等(宮崎県内に居住しているものに限る。)の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 スケジュール

(1) 実施公告	令和5年6月 7日 (水)
(2) 事前説明会参加申込書提出締切	令和5年6月19日 (月) 午後5時必着
(3) 事前説明会	令和5年6月23日 (金) 午後2時から
(4) 質問等の締切	令和5年6月28日 (水) 午後5時必着
(5) 企画提案協議参加申込書の提出締切	令和5年7月 5日 (水) 午後5時必着
(6) 企画提案書の提出締切	令和5年7月12日 (水) 午後5時必着
(7) プレゼンテーション	令和5年7月14日 (金) 午後2時から
(8) 審査結果の通知	令和5年7月20日 (木) 前後予定

7 企画提案競技の方法

(1) 事前説明会の開催

日時：令和5年6月23日 (金) 午後2時から (30分程度)

場所：宮崎県庁9号館932号室

事前説明会に参加を希望する者は、事前説明会参加申込書(様式1)を提出すること。

なお、説明会への参加は企画提案協議参加の必須条件とする。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和5年6月19日 (月) 午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(2) 質問等

企画提案競技及び業務委託仕様書についての質問は、企画提案競技質問書(様式2)を提出すること。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和5年6月28日 (水) 午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、事前説明会の参加者全てに電子メールで通知する。(質問者名は公表しない。)

(3) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書(様式3)を提出すること。

① 提出先

下記11を参照

② 提出期限

令和5年7月5日(水)午後5時必着

③ 提出方法

電子メール又はファックス(提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。)

(4) 企画提案書の提出

① 企画提案書の内容

本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。

② 提出書類

ア 企画書【6部】

- ・A4版の任意様式とする。
- ・提案は1社1案とする。

イ 見積書(様式任意)【原本1部、写し5部】

- ・宛先は、「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること
- ・業務委託仕様書に定める各項目について積算した見積書を提出すること。
- ・一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。
- ・内訳は、税抜き表示を基本とする。

ウ 誓約書(様式4) 【1部】

エ その他の書類(任意)【6部】

- (i) 法人概要、会社概要や事業の実施に関して参考となる資料
- (ii) 類似業務の履行実績

③ 提出先

下記11を参照

④ 提出期限

令和5年7月12日(水)午後5時必着

⑤ 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。)

⑥ 留意事項

必要に応じて、提出書類以外の資料の提示を求める場合がある。

(5) プレゼンテーション

日時：令和5年7月14日(金)午後2時から

場所：宮崎県庁9号館932号室

実施方法：参加者によるプレゼンテーション方式

- ① プレゼンテーションは1社当たり説明15分以内、質疑15分以内の計30分以内とする。
- ② 各社の審査順は、企画提案書の提出順とし、発表時間は事前に通知する。

(6) 審査項目

以下の項目について評価を行う。

① 内容構成力

- ・事業の趣旨や目的等を十分に理解しているか。
- ・業務委託仕様書を踏まえた内容で、業務目的が達成される企画となっているか。
- ・計画的な業務スケジュールとなっているか。

② 運営体制

- ・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。

③ 企画内容

- ・提案内容にアイデアや独創性がみられるか。
- ・関係する機関や企業等との連携を図るなど、事業の柔軟性を有しているか。
- ・他社の提案と比較して、優位性のある提案が含まれているか。
- ・講師の選定は適当か（講義内容との整合など）。
- ・参加したいと思わせる提案となっているか。
- ・自立実現性の高い提案となっているか。

④ 経済性

- ・提案内容に対し経費の積算は妥当か。また、節減は図られているか。

⑤ 実績

- ・本業務を受託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。

(7) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(8) 審査結果の通知

令和5年7月20日(木)目安に採択・不採択にかかわらず通知する。

(9) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は当該参加者の参加資格を失格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 契約上限額を周知して実施した場合において、提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ ①から⑤に掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(10) (9) に基づき失格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

8 契約の方法

- ① 受託候補者と県は、採択された企画提案書に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を聴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。
- ② 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

9 契約保証金

宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第101条の規定による。

10 その他

- ① この事業に関する制作物の著作権及び複製権は全て宮崎県に帰属するものとする。
- ② 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ③ 委託料の支払い方法は、精算払もしくは概算払とする。
- ④ 提出された資料は返却しない。

11 書類提出及び問い合わせ先

住所：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

担当：宮崎県福祉保健部障がい福祉課 精神保健担当（担当 川村）

連絡先：電話0985-32-4471

FAX 0985-26-7340

メール kawamura-kosuke@pref.miyazaki.lg.jp